

非課税口座約款

第1条（約款の趣旨）

- この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例を受けるために、株式会社広島銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、同条第5項第2号及び第4号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、約款その他の当行が定める契約条項及び、租税特別措置法その他の法令によります。

第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）

- お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）又は「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当行では別途税務署より受け入れた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。
- 前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる金融機関に重複して提出することはできません。
- お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- 前項の「非課税口座廃止届出書」の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられているとき、または、10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとされているときは、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。
- 前項に定める「金融商品取引業者等変更届出書」を受領した場合において、他の金融機関に設けようとする年分の非課税管理勘定又は

累積投資勘定が当行に既に設けられているときには当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

7. 2017年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

第3条（非課税管理勘定の設定）

- 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載の非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」又は「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

- 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載の累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」又は「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第4条（非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理）

- 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。
- 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

第5条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

- 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
 - 第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の対価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により、受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が非課税枠（②により受け入れた上場株式がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除し

【非課税口座約款】

た金額)を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に発行で募集、買付のお申し込みをされて取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2 前項にかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

1 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、非課税累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、)のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が非課税枠を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等

2 前項にかかわらず、当行が定めるところにより、累積投資管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

第6条(譲渡の方法)

1 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への譲渡による方法、又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への譲渡による方法、又は租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

1 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

ただし、非課税管理勘定内上場株式等が特定口座に払い出される場合は、当行は、当該払出しに係る通知を省略することができるものと

のとします。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

ただし、累積投資勘定内上場株式等が特定口座に払い出される場合は、当行は、当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

1 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

① お客さまから当行が別に定める期限までに第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

② お客さまから当行が別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合一般口座への移管

③ 前各号に掲げる場合以外の場合# 特定口座への移管

第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)

1 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

① お客さまから当行が別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合特定口座への移管

第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

1 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」)の提出後に氏名又は住所の変更に係る当行所定の書類の提出があった場合には、当該書類をいいます。)に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」をいいます。)に確認いたします。

① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合# 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名及び住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、

【非課税口座約款】

前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る当行所定の書類の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）

- 1 お客さまが、当行に開設した非課税口座の勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年10月1日から同日以後1年を経過する日（設定年の9月30日）までの間に、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）兼非課税口座異動届出書」を提出して下さい。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）兼非課税口座異動届出書」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。
- 2 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して所定の書類を提出していただく必要があります。

第11条（非課税口座取引である旨の明示）

- 1 お客さまが第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日又は第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集、買付のお申し込みをされて取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。
なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます。
- 2 お客さまが非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。
なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもとのから譲渡することとさせていただきます。

第12条（届出事項の変更届出）

申込者は、当行に届け出た住所、氏名、共通番号等に変更のあったとき、または届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当行所定の手続により当行に届け出るものとします。

第13条（取得対価の額の合計額が非課税枠を超える場合の取扱い）

- 1 お客さまが当行に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が非課税枠を超える場合には、当行は、当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が非課税枠に達するまでは非課税口座に、非課税枠を超える部分は非課税口座以外の口座（特定口座又は一般口座）で受け入れさせていただきます。
- 2 前項の規定は、第5条の1第1項第1号に掲げる上場株式等においても同様とします。

第14条（契約の解除）

次の各号に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客さまが租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」を提出された場合
- ② お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」を提出された場合
- ③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた場合
- ④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」を提出された場合

第15条（合意管轄）

この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第16条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2019年1月12日より適用させていただきます。

■「非課税口座」の利用に際してご留意いただきたい事項

《「非課税口座」のお申込みにあたって》

- (1) 当行の非課税口座では、「国内公募株式投資信託」のみお取引いただけます。
- (2) 非課税口座に設けられる勘定設定期間は1年単位で金融機関を変更することが可能です。
※変更しようとする年の非課税管理勘定又は累積投資勘定に既に株式投資信託を受け入れている場合はその年の非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の金融期間に変更することはできません。

《「非課税口座簡易開設」のお申込みにあたって》

- (1) 非課税口座簡易開設届出書を提出し、非課税口座が開設された後に他の金融機関との口座の重複が確認された場合には、以下の取扱となります。
 - ① 一般口座での買付となり、特定口座預りにはできません。
(特定口座を開設されている場合もご利用できません。)
 - ② 非課税で支払われた配当所得および譲渡所得については、遡及して課税されます。
 - ③ 課税が発生する場合、お客さまの投資信託指定預金口座から必要な金額を引き落としさせていただきます。
 - ④ 配当所得および譲渡所得等については、お客さまご自身で確定申告をしていただくこととなります。

《「非課税口座」でのお取引にあたって》

- (1) 非課税口座においても途中売却は可能ですが、売却した場合でも一旦使用した非課税投資枠は再利用できません。
- (2) 非課税投資枠は、その年限りであり、未使用の非課税投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
- (3) 非課税口座で買付けた株式投資信託の収益分配金を非課税口座（非課税投資枠の範囲内）で再投資した場合、非課税投資枠に達するまでは非課税口座での買付とし、非課税投資枠を超過する部分は、非課税口座以外の口座（特定口座または一般口座）で買付けします。
- (4) 非課税口座内で譲渡損失が発生した場合、他の課税口座（特定口座、一般口座での取引）における配当所得及び譲渡所得との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除もできません。
- (5) 非課税期間が満了した場合等、非課税口座から上場株式等が払い出される場合の取得価額は、払出日における時価となります。
*既に保有の投資信託を非課税口座に移すことはできません。

【非課税口座約款】

《「つみたてNISA口座」でのお取引にあたって》

- (1) つみたてNISAをご利用の場合、ご契約可能なファンドは
当行が指定した対象ファンドのみです。
- (2) つみたてNISA対象ファンドは、一般・特定・一般NISA口
座でお申込みすることはできません。
- (3) つみたてNISAをご利用の場合、毎月の振替金額は33,000
円が上限となり、累計で年間400,000円を超過する申込みは
できません。

以上
株式会社 広島銀行

当行とお取引いただく際のお約束事項が記載されています。
内容をいつでも確認できるよう、大切に保管してください。

(853-158)